

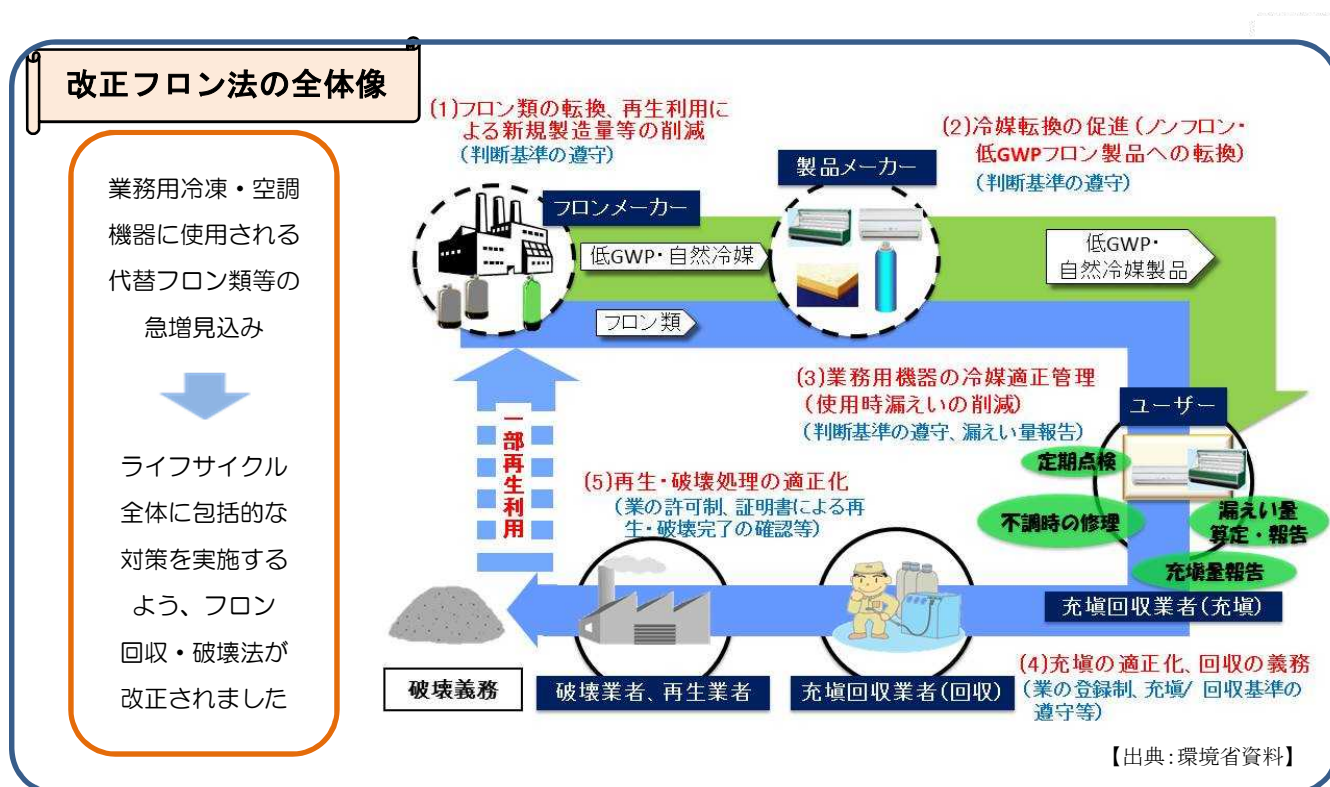
第一種フロン類回収業者の皆様

業務用エアコン、冷凍冷蔵機器に係るフロン類取扱い業者の皆様へ

改正フロン法の施行のお知らせ

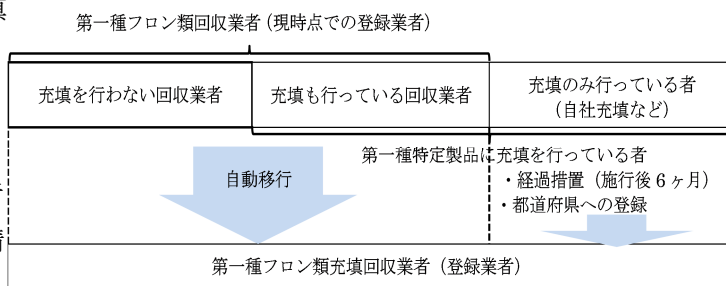
平成 27 年 4 月より改正フロン法（フロン排出抑制法）が施行されます。

第一種フロン類回収業者は「第一種フロン類充填回収業者」と名称が変わるなど、次の改正が行われます。



1. 第一種フロン類充填回収業者の登録制について

- 第一種特定製品の整備時にフロン類の充填を行う者は、第一種フロン類充填回収業者として都道府県知事の登録を受ける必要があります。
- これまで、充填のみを行っていた方は施行後 6 ヶ月以内に都道府県知事あて登録の申請を行ってください。



※ 改正フロン法が施行される時点で、第一種フロン類回収業者として登録を受けている者は、第一種フロン類充填回収業者とみなされます。新たに、第一種フロン類充填回収業者として、登録を申請する必要はありません。

2. 充填に関する基準について

第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類を充填する時は、『主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準』に従って実施するようにしてください。

充填前	充填時
<p>充填に先立つ確認 フロン類の充填を行う前に、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認</p> <p>第一種特定製品整備者および第一種特定製品の管理者への通知 充填に先立つ確認の方法および結果ならびに状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者および整備者に説明</p> <p>修理等を行うまでの充填の禁止 フロン類の漏えいまたは故障等を確認したときは、やむを得ない場合※1を除き、点検の結果または修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない※2</p>	<p>冷媒の確認 充填しようとするフロン類の種類が、法第87条第3号に基づき製品に表示されたものであることを確認、または当該フロン類よりGWP※3が小さく、かつ、使用して安全上支障がないものであるか製造業者等に確認 (現に充填されている冷媒と異なる場合は、あらかじめ管理者の承諾も必要)</p> <p>充填時および機器使用時の漏えい防止等 充填時および過充填等による機器使用時の漏えいが生じないように必要な措置を実施</p> <p>フロン類の性状および充填方法に係る十分な知見を有するものが自ら実施または立会う</p>
<p>※1 フロン類の漏えい箇所の特定または修理の実施が著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合</p> <p>※2 環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理または事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に修理を行うことが確実なときは、フロン類の漏えいまたは故障等の確認前に1回に限り充填を行うことができる。</p> <p>※3 GWP＝地球温暖化係数・・・CO₂の何倍の温室効果を有するかを表す値</p>	

3. 十分な知見を有する者について

- フロン類の充填については、フロン類の性状およびフロン類の充填方法について十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行いまたはフロン類の充填に立ち会うこととされています。
- 充填に関して十分な知見を有する者に当たる者としては、法的な定めはないが、環境省が示したQ&Aには、以下のA～Cが考えられるとされています。

A＝冷媒フロン類取扱技術者

B＝一定の資格を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の6資格が挙げられる。

- 冷凍空調技士・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造または管理に関する業務に5年以上従事した者
- 冷凍空気調和機器施工技能士・高圧ガス保安協会冷凍施設工事事業所の保安管理者・自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。※さらに限定条件あり）

C＝十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

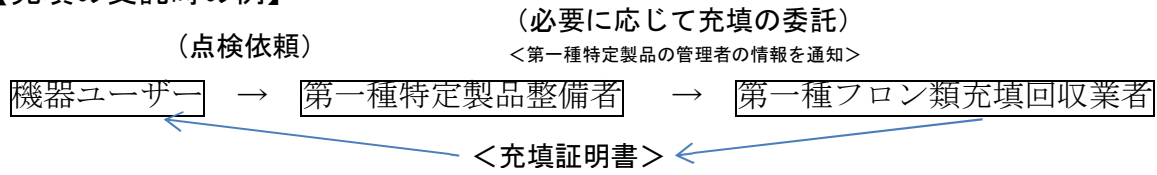
十分な実務経験と言え、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機の点検整備に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者を指す。

* BおよびCの「充填に必要となる知識等の習得を伴う講習」とは、冷凍空調の基礎、使用機器の構造・機能、冷媒設備に係る法規等の環境省が示す内容についての講義および考査を指す。講習の適正性は、照会により環境省および経済産業省が確認する。

4. 充填証明書・回収証明書の発行について

対象機器の整備時（新規設置時を含む。）にフロン類を充填・回収した時は、充填証明書・回収証明書の発行が義務付けられました。

【充填の受託時の例】



<充填（回収）証明書の記載事項>

- ・ 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名または名称、住所
- ・ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- ・ 充填（回収）に係る第一種特定製品が特定できる情報（製品の識別が可能な型式・番号等）
- ・ 充填（回収）した第一種フロン類充填回収業者の氏名または名称、住所および登録番号
- ・ 当該証明書の交付年月日、充填（回収）した年月日
- ・ 充填（回収）したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- ・ 設置に際して充填した場合またはそれ以外の整備に際して充填した場合の別

<充填（回収）証明書の交付>

充填証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、第一種特定製品にフロン類を充填（回収）した日から30日以内に交付すること。

5. 充填の記録等について

(1) 充填（回収）の記録と保存

充填に関する事項も回収に関する事項同様に、帳簿等に記録や保存が必要となります。

【記録の主な内容】

○ 整備時（第一種特定製品新規設置時を含む）にフロン類を充填したとき

充填した年月日、充填に係る第一種特定製品の種類および台数、充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に充填した量を除く）、充填に係る第一種特定製品管理者および第一種特定製品の整備者の情報

○ 整備時または廃棄等実施時にフロン類を回収したとき

整備または廃棄等の別、回収した年月日、回収に係る第一種特定製品の種類および台数、回収したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に充填した量を除く）、回収に係る第一種特定製品管理者、整備者、廃棄等実施者および第一種フロン類引渡し受託者の情報

○ 第一種フロン類充填回収業者が簡易な再生を行ったとき

フロン類を再生した年月日、フロン類の種類ごとの量、第一種フロン類充填回収業者による簡易な再生後のフロン類を充填した年月日、第一種特定製品の管理者の情報および充填した量

○ フロン類をフロン類再生（破壊）業者等に引渡したとき

引き渡した年月日、引き渡した相手方氏名または名称および引き渡したフロン類の種類ごとの量

【記録の保存】

- これらの記録については、業務を行う事業所において5年間保存しなければなりません。

(2) 年度ごとの知事に対する報告

- 平成27年度の回収量等に関する報告から、充填量の報告が追加されるなどの変更があります。
※ 27年度の報告については、時期を見て改めてお知らせいたします。なお、引き続き期限を守って報告書をご提出ください。

6. フロン類の引渡し先（再生業者）の追加について

改正法において、フロン類の引渡し先に破壊業者に加えて「再生業者」が追加されました。

なお、再生行為の業を行う者は、「第一種フロン類再生業者」として、主務大臣（経済産業大臣・環境大臣）の許可を得なければなりません。

7. 破壊証明書・再生証明書の回付について

回収したフロン類を破壊業者若しくは再生業者に引き渡した場合、確実に処理されたことを確認するため、破壊業者からは破壊証明書、再生業者からは再生証明書が発行されます。これらの証明書を、第一種フロン類充填回収業者は、フロン回収を依頼した者（第一種特定製品の整備業者（第一種特定製品の管理者）や第一種特定製品の廃棄等実施者）に回付しなければなりません。

8. 情報処理センターの仕組み

充填証明書、回収証明書に記載されるデータを電子的に管理し、管理者による漏えい量の計算を効率化するための役割を担う情報処理センターが新たに指定されました。情報処理センターの仕組み（登録システム）を活用することで、書面による充填（回収）証明書の発行を省略することが可能となります。

9. 機器の管理者が新たに必要となる取り組み

今回の改正フロン法で、第一種特定製品の管理者にも新たに以下の取り組みが必要となります。

(1) 機器の使用に際して取り組む事項（判断の基準）

- ① 機器の適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全
- ② 機器の点検の実施
 - (ア) 全ての機器について、簡易定期点検を実施
 - (イ) さらに、一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施
- ③ 機器からのフロン類の漏えい時が見つかった際、修理を実施
 - 修理しないでフロン類を充填することは、原則禁止
- ④ 機器の点検・整備の履歴について、機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

(2) 一定規模以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

ホームページの改正フロン法に関する情報もご確認ください。

(滋賀県 HP) <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/huron/h270401kaisei/01.html>

(環境省 HP) http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

お問合せ先	環境政策課環境管理担当	TEL : 077-528-3357 / FAX : 077-528-4844
南部環境事務所	TEL : 077-567-5444	湖東環境事務所 TEL : 0749-27-2255
甲賀環境事務所	TEL : 0748-63-6134	湖北環境事務所 TEL : 0749-65-6650
東近江環境事務所	TEL : 0748-22-7758	高島環境事務所 TEL : 0740-22-6066

(平成27年3月 滋賀県作成)

